

○宮崎大学副学長に関する規程

〔 令和3年10月1日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）基本規則（以下「規則」という。）第26条第2項及び第3項の規定に基づき、副学長の担当、選考その他必要な事項について定める。

(担当)

第2条 副学長の担当は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究・企画担当
- (2) 教育・学生担当
- (3) 人事・SDGs担当
- (4) 目標・評価担当
- (5) 入試担当
- (6) 基礎教育担当
- (7) 産学・地域連携担当
- (8) 国際連携担当

(職務)

第3条 副学長は、次表に定める校務を分担し掌理する。

担 当 分 野	主 な 所 掌 範 囲
研究・企画担当	企画・評価・戦略 組織の設置・改廃 研究推進
教育・学生担当	教育（入試全般、基礎教育を除く。） 教育課程・教学マネジメント 学生生活・学生支援 就職支援 安全・衛生・保健（学生に関することに限る。）
人事・SDGs担当	人事・労務 安全・衛生・保健（学生に関することを除く。） 男女共同参画推進 ハラスメント相談・防止 SDGs 情報化推進
目標・評価担当	中期目標・中期計画 自己点検・評価
入試担当	入試全般
基礎教育担当	基礎教育
産学・地域連携担当	社会・地域連携 産学官連携
国際連携担当	国際連携 国際交流 グローバル化推進

(選考等)

第4条 副学長は、校務を分担する能力を有する者のうちから、学長が選考し任命する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。